

保存期間長期

通達乙少第181号

通達乙地第236号

令和4年7月25日

本部内各課（所、隊）長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

「不良行為少年の補導について」の改定について

不良行為少年の補導については、「不良行為少年の補導について」の制定について（平成20年12月9日付け通達乙少第337号）に基づき実施しているところであるが、少年法の一部改正に伴い、別添のとおり改定することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「不良行為少年の補導について」の制定について（平成20年12月9日付け通達乙少第337号）は、本通達の施行をもって廃止とする。

少年課企画・指導係

警電 3081、3082

## 別添

### 不良行為少年の補導について

#### 第1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号に定める少年を言う。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

#### 第2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解を持つとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

#### 第3 不良行為少年の発見時における措置

##### 1 不良行為少年に対する注意、助言

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他の健全育成上必要な助言を行うものとする。

##### 2 不良行為少年の所持する物件の措置

前記1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべきものをいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意または助言を行うものとする。

なお、後記3の(1)後段により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

##### 3 保護者等に対する連絡

- (1) 前記1の注意または助言のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名・住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な観護又は指導上の措置を

促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

- (2) 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、緊急の対応を必要とするほかは、警察署にあっては、訓令に定める少年事件選別主任者、警察本部にあっては、生活安全部少年課課長代理、同課長補佐、地域部地域課鉄道警察隊長及び地域部自動車警ら隊副隊長が判断するものとし、その連絡は、原則として少年警察部門の警察職員が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該区域を管轄する警察署と連携を図るものとする。

#### 4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

### 第4 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、第3の3の連絡を行うことが必要であると認めるときは、別記様式の少年補導票を作成し、警察本部の課及び隊（監察室及び科学捜査研究所を含む）の長並びに警察署長（以下「所属長」という。）に速やかに報告するものとする。この場合において、警察本部生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）以外の警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、少年課長に速やかに少年補導票を送付するものとする。

### 第5 少年補導票の保管及び廃棄

#### 1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、少年課長を通じて当該警察本部少年担当課長に送付するものとする。

#### 2 少年補導票の廃棄

少年補導票は、次の場合に廃棄するものとする。

- (1) 第3の3の連絡を行わなかったとき(連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く)。
- (2) 当該少年補導票に記載された不良行為少年が二十歳になったとき。
- (3) その他保管の必要がなくなったとき。

別表

不良行為の種別及び態様

以下の行為であつて、犯罪の構成要件又は犯要件（少年法第3条第1項第3号に規定された各犯事由及び各犯性をいう。）に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあるもの

種 別	態 様
1 飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で所持する行為
2 喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬 物 乱 用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4 粗 暴 行 為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃 物 等 所 持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他、人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6 金 品 不 正 要 求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金 品 持 ち 出 し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性 的 い た ず ら	性的いたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9 暴 走 行 為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10 家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無 断 外 泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12 深 夜 は い か い	正当な理由がなく、深夜にはいかいし又はたむろする行為
13 怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14 不 健 全 性 的 行 為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15 不 良 交 友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16 不 健 全 娯 楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 そ の 他	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、茨城県警察本部長が指定するもの

# 少年補導票

索引番号		作成番号		年		月		号																									
※作成所属 茨城県		署・隊		※保管署		庁道府県		署																									
少年	フリガナ				性別	学職別				所属長																							
	氏名				1 2 男・女	01 未 就 学	02 小 学 生	03 中 学 生	04																								
	住所	少年の携帯 ( - - )				05 公	06 私	07 公	08	副署長等																							
	学校又は勤務先	立 学校 年 組 会社				05 中 学 生	06 高 校 生	07 大 学 生	08																								
	生年月日	平成・令和	年	月	日( 歳)	私	公	私	公	地域官等																							
	確認方法	免許証・学生証・その他		服装	制服・私服	09	10	11	12																								
保護者等	フリガナ				( 歳)	大 学 生	そ の 他 の 学 生	有 職 少 年	無 職 少 年	課長等																							
	住所	<input type="checkbox"/> 少年に同じ <input type="checkbox"/>			連絡先 ( - - )	少年が所持する物件等の措置は裏面に記載!																											
	職業				少年との続柄																												
	行為種別	01 飲酒	02 喫煙	03 薬物乱用	04 粗暴行為	05 刃物等所持	06 金品不正要求	07 金品持ち出し	08 性的いたづら	09 暴走行為	10 家出	11 無断外泊	12 深夜はいかい	13 怠学	14 不健全性的行為	15 不良交友	16 不健全娯楽	係長															
行為場所	01 自宅	02 友人・知人宅	03 路上	04 繁華街	05 自動車内	06 学校	07 公園・社寺	08 遊園地	09 スケート・ホーリング場	10 映画館・劇場	11 公営競技場( )	12 行楽地	13 駅構内	14 列車等公共輸送機関内	15 デパート・スーパー	16 コンビニ	17 深夜飲食店	18 喫茶店	19 その他の飲食店	20 旅館・ホテル	21 風俗営業	22 遊技場	23 ゲームセンター	24 接待飲食等営業所	25 性風俗特殊営業	26 カラオケボックス	27 その他( )	28 特定遊興	29 飲食店	30 インターネットカフェ	31 ナイトクラブ等	32 その他	主任
	発見日時	令和 年 月 日 ( 曜日) 時 分 ころ														発見場所	茨城県	発見場所管轄所管区															
	グループ関係	人員	1 単独	2 2人以上5人未満	3 5人以上10人未満	4 10人以上																											
		同時補導少年																															
	連絡上の参考事項	グループ加入	1 不加入	2 非行集団グループ名 ( )	3 不良行為グループグループ名 ( )																												
																ニセ電話詐欺情報		有・無															
	作成年月日	令和 年 月 日	警電番号	835-																													
作成者	所属															所属																	
	部・補・長・査・職	氏名															部・補・長・査・職	氏名															
連絡	連絡区分	1 保護者連絡					2 学校連絡					3 職場連絡																					
	審査	要 否					要 否					要 否																					
	連絡日時	月 日 :					月 日 :					月 日 :																					
	被連絡者																																
連絡状況															連絡要否判断者																		
															連絡者																		

※1 行為種別については、主たるものに◎、従たるものに○を付すこと。  
 ※2 性別、学職別、行為場所、グループ関係については、該当する箇所の番号に赤色で○を付すこと。  
 ※3 連絡については、審査の要否欄に赤色で○を付し、連絡を行った際は、連絡日時と被連絡者を記載すること。

【少年の所持物件等の措置】			
① 少年が返還し、又は預けた物件			
保護者等に連絡を行い、保護者が呼び出し等に応じた場合で、その場において少年が物件を所有者その他の権利者に返還し、又は保護者等に預けた時に記載する。			
品名	数量	品名	数量
受領者（保護者等）		立会者（返還・受領に立ち会った者）	
上記物件の（返還・預け）を受け受領しました。 返還・預けのいずれかに○をつける。 令和 年 月 日		※警察職員以外の者が記入 住所 続柄等 氏名	
住所		※警察職員が記入押印	
続柄等		所属	
氏名		階級	
		氏名 印	

参考事項	(大麻等薬物乱用の危険性、有害性の教示 有・無)
	～薬物の誘いに負けない3つの行動～ 1 きっぱり『断る』 2 その場から『離れる』 3 警察などに『相談する』

【作成要領】	
項目	記載要領
索引番号	保管上必要があれば、適宜番号を記載する。
作成番号	システムで自動付与される月別番号を少年係が記入する。
作成所属	少年補導票を作成した警察職員の所属名を記載する。
保管署	少年の住居地を管轄する所属名を記載する。

★少年に関する項目	
氏名	少年の本名、フリガナを記載する。
性別	該当するコード番号を○で囲む。
住所	マンション、アパートの場合は、その名称及び号室まで記載する。
少年の携帯	少年の携帯電話等がない又は不明の場合は空欄とする。
生年月日	補導時の満年齢を記載する。
確認方法	少年の人定を確認した書類や服装を記載する。

☆保護者に関する項目	
氏名	保護者の本名、フリガナを記載する。
住所	何れかの口欄をチェックし、少年と異なる場合は住所を記載する。
職業	保護者の職業種別と勤務先を可能な限り記載する。
少年との続柄	少年から見た続柄を記載する。
学職別・行為場所	該当するコード番号を○で囲む。
行為種別	主たるものに◎、従たるもの（3つまで）に○をつける。

◆グループ関係に関する項目	
人員	同時補導をした少年の人数のコード番号を○で囲む。
同時補導少年	同時に補導をした少年の氏名を記載する。多数で欄が不足する場合は、「連絡上の参考事項」に記載する。
グループ加入	該当するコード番号を○で囲む。

連絡上の参考事項	補導時の少年の行為内容、態度、同行者等を記載する。
二七電話詐欺情報	有、無の何れかを○で囲む。
作成年月日	少年補導票を作成した年月日を、和暦で記載する。
警電番号	作成者の警電番号を記載する。
作成者	3人以上で補導を行った場合など、記載欄が不足する場合は、不足する分の官職氏名等を参考事項欄に記載する。
連絡区分	該当する項目の番号を○で囲む。
審査欄	連絡要否判断者が、要否について、何れかを○で囲む。
被連絡者	連絡の相手方となった者の氏名と続柄等を記載する。
連絡状況	連絡をした者が、被連絡者の対応状況を記載する。
連絡要否判断者	連絡の要否を判断した者の氏名を記載する。
連絡者	連絡をした者の氏名を記載する。
参考事項	不良行為の原因等、参考となる内容があれば記載する。
薬物関係	有、無の何れかを○で囲む。

② 少年が任意に廃棄した物件			
補導に際し、その場において少年が物件を任意に廃棄した時に記載する。			
品名	数量	品名	数量
立会者		立会者	
※警察職員以外の者が記入 令和 年 月 日		※警察職員が記入押印 令和 年 月 日	
住所		所属	
続柄等		階級	
氏名		氏名 印	

③ 上記以外の措置を講じた物件			
補導に際し、①及び②以外の措置を講じた時に記載する。			
品名	数量	品名	数量
措置の内容		措置者	
		※警察職員が記入押印	
		所属	
		階級	
		氏名 印	